

津島市文化会館

指定管理者募集要項

津島市総務部総務デジタル課

目 次

第 1	施設の概要	1
1	名称.....	1
2	所在地.....	1
3	設置の目的.....	1
4	施設の内容.....	1
5	施設における業務.....	2
6	施設運営の基本事項.....	2
7	施設の利用状況.....	2
8	その他施設に関する特記事項.....	2
第 2	募集の内容	4
1	指定管理者業務の範囲.....	4
2	指定管理者が行う管理の基準.....	4
3	リスク分担.....	4
4	自主事業.....	4
5	指定期間.....	5
6	業務に必要な経費等.....	5
第 3	申請に関する事項	5
1	申請に必要な資格.....	5
2	申請の手続.....	6
第 4	選定の方法及び基準	8
1	審査の方法.....	8
2	審査の日程.....	8
3	選定委員会.....	8
4	審査の基準.....	8
5	審査の実施.....	8
第 5	指定管理者の指定及び協定に関する事項	8
1	指定管理者候補者の選定.....	8
2	指定管理者の指定.....	8
3	指定管理者との協定の締結.....	9
第 6	指定管理者業務の実施に関する事項	9
1	業務の再委託の禁止等.....	9
2	暴力団の排除.....	9
3	情報公開.....	10

4	保険の付保	10
5	モニタリングと評価の実施	10
6	監査委員による監査	10
7	災害等発生時の対応	10
8	法令の遵守	10
第7	指定管理者による業務の継続が困難となった場合の措置等について	10
1	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	10
2	市の事情による場合	10
3	その他の事由による場合	11
第8	指定の取消し等	11
1	指定の取消し等の事由	11
2	指定が取り消された場合等の賠償	11
3	指定管理者業務の引継ぎへの協力	11
第9	申請に関する特記事項	11
1	申請書類等の取扱い	12
2	費用負担	12
3	審査の対象又は優先交渉権者からの除外	12
4	業務開始前における指定の取消し	12
5	その他	13
第10	問い合わせ先	13
別表1	リスク分担表	14
別表2	審査基準表	17

津島市文化会館指定管理者募集要項

津島市は、津島市文化会館について、民間事業者の有するノウハウを活用して、市民サービスの質の向上を図り、施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、津島市文化会館の設置及び管理に関する条例（平成 9 年津島市条例第 2 号。以下「条例」という。）及び津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年津島市条例第 25 号）の規定に基づき、以下のとおり、津島市文化会館の管理運営に関する業務（以下「指定管理者業務」という。）を行う指定管理者を募集します。

第 1 施設の概要

1 名称

津島市文化会館

2 所在地

津島市藤浪町 3 丁目 89 番地 10

※資料 1 「施設案内図」参照

3 設置の目的

市民の文化と体育の向上を図ること。

4 施設の内容

(1) 敷地面積

13,795.23m²

(2) 建築物

ア 延床面積

8,463.89m²

イ 主な施設・設備

大ホール、小ホール、楽屋（4 室）、練習室、和室（2 室）、研修室、会議室、視聴覚室（2 室）、附属設備（フルコンサートピアノ、グランドピアノ、バレーボール設備、バドミントン設備、卓球台、シャワー、視聴覚機器等）

ウ 注記

施設内のレストラン並びに飲料水自動販売機、郵便差出箱、電話ボックス、広告掲示板付き AED（自動体外式除細動器）等は、行政財産使用許可を受けた管理者が管理を行います。

(3) 駐車場

ア 屋外駐車場

182 台分

イ 屋内駐車場（建物地下）

56 台分

(4) 施設の配置等

※資料 2 「施設平面図・配置図・敷地図・施設概要」 参照

5 施設における業務

ホール、楽屋、練習室、和室、研修室、会議室、視聴覚室その他の施設を利用させること。

6 施設運営の基本事項

(1) 休館日

1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで

(2) 利用時間

午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

7 施設の利用状況

※資料 3 「施設の利用状況」 参照

8 その他施設に関する特記事項

開 館 平成 9 年 9 月 5 日

総工費 3,642,080 千円

指定管理者による管理運営（公募）

平成 18 年 4 月、平成 22 年 4 月、平成 26 年 4 月、平成 30 年 4 月、令和 4 年 4 月直近の修繕記録

実施年度	修繕名	金額（円）	修繕内容
令和 4 年度	ワイヤレスマイク取替修繕	7,590,000	無線設備規則の改正に伴い新規格に適合した無線機器への取替修繕（大ホール及び小ホール）
	手洗自動水栓化等修繕	905,710	手洗自動水栓化等修繕
	空気調和設備修繕	5,060,000	経年劣化に伴う空気調和設備自動制御機器の交換等
	喫茶室自動ドア修繕	553,300	故障に伴う施設内レストランの屋外自動ドアの部品取替等
令和 5 年度	自動火災報知設備修繕	22,708,400	故障に伴う自動火災報知設備の感知器等の取替修繕

実施年度	修繕名	金額（円）	修繕内容
	電動式移動観覧席修繕	9,350,000	経年劣化に伴う大ホール電動式移動観覧席（平面席）の部品交換等
	構内交換電話設備修繕	1,263,900	故障に伴う構内交換電話設備の取替修繕
令和6年度	大ホール舞台機構設備操作盤修繕	8,360,000	故障に伴う大ホール舞台機構設備操作盤の再製作
	電動式移動観覧席修繕	4,290,000	経年劣化に伴う大ホール電動式移動観覧席（階段席）の部品交換等
	大ホール2階前室天井部分修繕	278,300	天井の崩落に伴う修繕
	屋上改修工事	62,590,000	老朽化した屋上防水の改修工事
令和7年度	加圧給水装置修繕	1,210,000	経年劣化に伴う加圧給水装置1台の取替修繕
	小ホール電動式移動観覧席修繕	3,223,000	経年劣化に伴う小ホール電動式移動観覧席部品の取替修繕
	電気室屋上防水修繕	495,149	防水塗膜の劣化等が見られる屋上に設置されている設備塔、室外機等の修繕
	大ホール電動式移動観覧席部品取替修繕	1,047,200	故障に伴う大ホールの電動式移動観覧席部品の取替修繕
	空調設備改修工事	37,180,000	経年劣化した館内空調設備の改修工事（令和8年度繰越明許）
令和8年度 予定	中央監視装置部品更新	—	耐用年数を経過した中央監視装置の部品取替修繕
	舞台幕設備暗転幕修繕	—	破損が生じた大ホール舞台暗転幕の部品交換等

第2 募集の内容

1 指定管理者業務の範囲

指定管理者業務は、施設に関する業務のうち、次に掲げる業務とし、その詳細は、施設管理運営業務仕様書により定めるものとします。

- (1) 休館日を変更し、又は休館日を設けること。
- (2) 利用時間を変更すること。
- (3) 施設の利用の許可をすること。
- (4) 施設の利用の許可に条件を付けること。
- (5) 施設に特別の設備をし、又は設備を変更することの許可をすること。
- (6) 施設の利用に係る指示をすること。
- (7) 施設の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずること。
- (8) その他施設を維持管理し、及び運営すること。

2 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者業務は、次に掲げる基準により行うものとし、その詳細は、施設管理運営業務仕様書により定めるものとします。なお、当該仕様書は、津島市が指定管理者に対して求める業務及びサービスの質に対する考え方を最低水準として示しているものです。申請者は、この最低水準以上の提案を行うものとし、具体的な仕様が規定されていない内容についても、積極的に創意工夫を発揮した提案を行ってください。

- (1) 条例及び条例に基づく規則の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。
- (2) 施設を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (3) 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- (4) その他市長が定める基準

3 リスク分担

施設の管理運営に関する指定管理者と市のリスク分担は、別表1「リスク分担表」のとおりとします。

4 自主事業

次に掲げるところにより、指定管理者業務に加え、指定管理者の責任において自主的に企画・運営する事業で、住民サービスの向上、効用の増進等に寄与する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができます。

- (1) 自主事業の実施に当たっては、施設の設置の目的との整合性、住民サービスの向上要素、事業内容等について、あらかじめ市と協議を行い、その承認を受けること。
- (2) 管理運営する施設を利用して自主事業を行う場合は、一般利用者の公平な利用

を妨げない範囲で当該施設を利用すること。

- (3) 当該施設の設置の目的に適合しない用途で使用する場合は、目的外使用の許可を受けるものとし、当該使用料を負担すること。
- (4) 自主事業の報告及び経理は、指定管理者業務と区分して行うこと。

5 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

6 業務に必要な経費等

指定管理者業務は、条例第4条の3第1項に規定する利用料金及び市が指定管理者に支払う施設の管理運営に要する経費（以下「指定管理料」という。）をもって行うものとします。

- (1) 指定管理料は、予算の範囲内で、年度ごとに支払うものとし、その支払の時期、方法その他指定管理料の支払に関し必要な事項は、協議の上、年度協定で定めず。
- (2) 指定管理料の額は、施設の管理運営によって過不足を生じた場合であっても、原則として、変更を認めないものとします。ただし、社会経済情勢の著しい変化により、指定管理の継続に重大な支障が生じると認められる場合は、市と指定管理者が協議の上、指定管理料の改定を検討することができるものとします。

※資料4「施設における収支状況」参照

- (3) 当該施設の水道光熱費は、指定期間に属する月分の料金とします。また、その他の経費については、市及び指定管理者が協議し、その経費を負担するものを定めるものとします。

第3 申請に関する事項

1 申請に必要な資格

指定管理者の指定の申請をすることができる者は、次のいずれにも該当する法人又は複数の法人により構成されるグループ（以下「共同体」という。）とします。

- (1) 当該施設の設置の目的と類似した施設であって、同規模以上のホールを有するものの管理運営業務について、3年以上の実施経験を有している者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 指定管理者の指定を受ける能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされ

ている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 申請書類提出の日から指定管理者候補者の選定通知を受ける日までの間に、津島市指名停止取扱要綱に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (6) 法人市区町村民税、法人税、消費税及び地方消費税が未納でない者であること。
- (7) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の労働関係法令の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられ、当該違反が是正された日から 6 月又は当該違反により送検された日から 1 年を経過していない者でないこと。
- (8) 津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 25 年 3 月 19 日付け津島市長・愛知県津島警察署長締結）に基づく排除措置を受けている法人でないこと。
- (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体等。

2 申請の手続

申請に当たっては、次の書類を提出してください。なお、市が必要と認めた場合は、申請書類の補正及び追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 申請書類

申請書類は、様式の指示のあるものを除き、原則として、日本産業規格 A4 の用紙を縦又は横に使用して作成してください。ただし、既存の冊子、刊行物等を添付する場合は、この限りではありません。

ア 指定管理者指定申請書（様式第 1）

イ 事業計画書（別記様式 1）

ウ 収支計画書（別記様式 2）

エ 申請に係る法人（共同体による申請の場合は、共同体を構成するすべての法人）に関する書類

(ア) 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

(イ) 法人の登記事項証明書

(ウ) 申請を行う日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに直近 2 事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの

(エ) 過去 3 年分の法人市区町村民税、法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書

(オ) 法人等概要書（別記様式 3）

(カ) 関連業務実績表（別記様式 4）

オ その他市長が必要と認める書類

(ア) 誓約書（別記様式 5）

(イ) 共同体結成届出書（別記様式 6）

(2) 提出部数

正本 1 部及び副本 8 部

副本には、原本証明（押印不要）をしてください。

正本・副本ともに、目次・ページ数を付けてファイルに綴じ、ファイルの表紙には、申請する施設及び申請者の名称を表示してください。

(3) 申請を受け付ける期間等

ア 募集要項等の配布

令和 8 年 8 月 7 日より、津島市ホームページにおいて、公表します。

【URL】

<https://www.city.tsushima.lg.jp/shisei/gyouseikeiei/shiteikanrisyaseido/index.html>

イ 説明会及び現地説明会の開催

日 時：令和 8 年 8 月 17 日（月）午後 2 時

場 所：津島市文化会館 1 階研修室

津島市藤浪町 3 丁目 89 番地 10

参加申込：説明会参加申込書（別記様式 7）に必要事項を記入し、FAX 又は電子メールで、津島市総務部総務デジタル課宛に提出してください。

申込期限：令和 8 年 8 月 14 日（金）正午

備 考：参加人数は、1 申請者につき 2 人以内とします。

説明会終了後、現地説明会を実施します。

ウ 募集内容等に関する質問の受付

受付期限：令和 8 年 8 月 20 日（木）午後 5 時

質問方法：質問書（別記様式 8）により、FAX 又は電子メールで、津島市総務部総務デジタル課宛に提出してください。

回答方法：受け付けた質問の回答は、受付の都度、質問者に対して FAX 又は電子メールで回答します。なお、期間終了後は、すべての説明会参加者に対し、市が受け付けたすべての質問の回答（その内容が事業者等の独自の提案に関わるものと認められるものを除く。）を情報提供します。

エ 申請書類の受付

受付期間：令和 8 年 8 月 31 日（月）から令和 8 年 9 月 7 日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

受付場所：津島市総務部総務デジタル課

提出方法：郵送又は持参により、申請書類一式を提出してください。なお、郵送の場合は、簡易書留によるものとし、受付期間内必着とします。

第4 選定の方法及び基準

1 審査の方法

津島市総務部指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請の内容を総合的に審査し、最も適切に施設の管理を行うことができると認める者（以下「指定管理者候補者」という。）の優先交渉権者を選考します。審査に当たっては、申請者に対するプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

2 審査の日程

審査は、令和8年9月下旬を予定しています。プレゼンテーション及びヒアリングの実施については、別途申請者に連絡します。

3 選定委員会

学識経験を有する者その他の外部有識者で構成する組織で、施設を所管する総務部に設置されたものです。

4 審査の基準

選定委員会における審査は、津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第4条第1項各号に掲げる基準により行います。選定基準ごとの審査の項目、内容、評価基準及び配点ウェイトは、別表2「審査基準表」のとおりとします。

5 審査の実施

審査に当たっては、各委員が行った申請者ごとの採点の評価点を合計した合計評価点が最も高い者を指定管理者候補者の優先交渉権者とし、合計評価点が2番目に高い者を指定管理者候補者の次点の交渉権者とします。なお、合計評価点が満点の60%に満たない者は、交渉権を有しないものとします。

第5 指定管理者の指定及び協定に関する事項

1 指定管理者候補者の選定

選定委員会の審査結果の報告を受け、市は、優先交渉権者と協議を行います。協議が調ったときは、当該優先交渉権者を指定管理者候補者として選定します。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、その協議を中止し、次点の交渉権者と協議するものとします。

指定管理者候補者を選定したときは、その結果は、審査を受けたすべての申請者に書面で通知するとともに、市公式ホームページ等で公表します。

2 指定管理者の指定

選定した指定管理者候補者について、議会の議決を経て、指定管理者に指定します。指定管理者の指定をしたときは、その旨を書面で通知するとともに、告示します。

3 指定管理者との協定の締結

指定管理者候補者の選定に当たり実施した協議を踏まえ、詳細な事項について指定管理者と協議を行い、協定を締結します。協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定める「包括協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定める「年度協定」とします。

(1) 包括協定の内容

- ア 管理に係る業務の内容に関する事項
- イ 管理を行う期間
- ウ 利用料金に関する事項
- エ 市が指定管理者に支払う管理の費用に関する事項
- オ 管理に係る業務に当たって保有する個人情報の適正な取扱いのために講ずる措置の内容に関する事項
- カ 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- キ 業務報告に関する事項
- ク 管理に係る業務における費用、危険及び責任の分担の範囲に関する事項
- ケ その他市長が必要と認める事項

(2) 年度協定の内容

- ア 当該年度の管理に係る業務の内容に関する事項
- イ 当該年度に市が指定管理者に支払う管理の費用に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

第6 指定管理者業務の実施に関する事項

1 業務の再委託の禁止等

指定管理者が指定管理者業務の全部を一括して、又は指定管理者業務の主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを禁止します。指定管理者業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承認を受けなければなりません。

2 暴力団の排除

- (1) 施設が暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認めるときは、利用の中止を命ずるものとします。
- (2) 毎年度、指定管理者について、津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けている者でないことを確認します。

3 情報公開

指定管理者は、指定管理者業務に係る情報について、公開に努めるものとします。

4 保険の付保

施設の管理運営上の瑕疵に起因する事故の発生等に対応するため、指定管理者は、利用者に対する損害賠償責任や施設賠償責任等を担保することができる保険に加入するものとします。

5 モニタリングと評価の実施

指定管理者による施設管理運営業務仕様書に基づく業務の実施状況や要求水準の達成状況について、市が別に定めるガイドラインに従って、モニタリングを実施し、評価を行います。

6 監査委員による監査

市の監査委員が市の事務を監査するために必要があると認めるときは、指定管理者に対して、帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

7 災害等発生時の対応

- (1) 災害等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その被害を最小限に止めるために必要な対応措置をとらなければなりません。
- (2) 災害等に対して、市が施設の利用制限、応急活動への協力等を要請した場合は、これに最大限協力するよう努めなければなりません。
- (3) この施設は、市の避難所及び災害時の地域内輸送拠点施設（以下「避難所等」という。）となっているため、避難所等が開設された場合は、施設管理者として避難所運営等に協力するものとします。

8 法令の遵守

指定管理者は、指定管理者業務を行うに当たっては、関係法令を遵守しなければなりません。

第7 指定管理者による業務の継続が困難となった場合の措置等について

1 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、指定管理者は、速やかに、その旨を市に報告するものとします。この場合において、市と指定管理者は、指定管理者業務の継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、指定管理者は、市に指定の取消しを申し出ることができるものとします。

2 市の事情による場合

指定管理者の指定期間中において、市の策定する計画その他の方針により、当該施設を廃止することとした場合その他市の事情により指定管理者業務の継続が困

難となった場合は、市は、指定管理者に対し、指定の取消しの協議を求めることができるものとします。

3 その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等市及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により指定管理者業務の継続が困難になった場合は、市又は指定管理者は、指定の取消しの協議を求めることができるものとします。

第8 指定の取消し等

1 指定の取消し等の事由

次に掲げる事項に該当するときは、市は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 指定管理者が関係法令、条例、包括協定及び年度協定の規定に違反したとき
- (2) 指定管理者が関係法令、条例、包括協定及び年度協定の規定に基づく市の指示に従わず、又は指示によっても業務内容に改善が見られないと認められたとき
- (3) 指定管理者の経営状況の悪化又は不可抗力等により、指定管理者業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき
- (4) 指定管理者が包括協定に基づく報告を行わず、又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- (5) 指定管理者が違法行為を行った場合その他指定管理者に指定管理者業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されたとき
- (6) 指定管理者が、津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に定める排除措置対象法人等に該当すると認められたとき
- (7) 指定管理者から第7の1による申出があったとき
- (8) 第7の2又は3による指定の取消しの協議が調ったとき

2 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は指定管理者業務の全部若しくは一部が停止された場合は、指定管理者は、市に生じた損害、損失及び増加費用を賠償するものとします。

3 指定管理者業務の引継ぎへの協力

当該施設の指定管理者業務を行っている指定管理者が、指定期間の終了又は指定の取消しにより、次期の指定管理者又は市に指定管理者業務を引き継ぐ必要が生じた場合は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を提供しなければならないものとします。

第9 申請に関する特記事項

1 申請書類等の取扱い

(1) 著作権

申請者の提出する書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、当該募集に関して使用する必要がある場合その他市が必要と認めるときは、市は、申請者の提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(2) 特許権等

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いたことにより生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

申請者が提出した書類は、原則として、これを書き換え、差し替え、又は撤回することができません。ただし、市が求めた場合は、申請期間内に限り、申請書類の補正及び追加資料の提出をすることができます。

(4) 返却等

申請書類は、審査のため、これを選定委員会の委員に配付します。また、提出された書類は、理由の如何を問わず、これを返却しません。

(5) 公表

申請書類は、津島市情報公開条例（平成 12 年津島市条例第 1 号）の規定に基づき、これを開示する場合があります。

2 費用負担

申請に係る費用は、すべて申請者の負担とします。

3 審査の対象又は優先交渉権者からの除外

申請者が次に掲げる事項に該当した場合は、その者を審査の対象又は優先交渉権者から除外します。

(1) 選定委員会の委員又は募集に関する業務に従事する市職員若しくは関係者に対し、申請について不正な接触の事実が認められた場合

(2) 申請書類に虚偽の記載があった場合

(3) 第 3 の 1 に定める申請に必要な資格を満たしていないことが判明した場合、又はその資格を満たさなくなった場合

(4) 申請者による業務の履行が困難であると判断される事実が判明した場合

(5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと市が認めた場合

(6) その他不正の行為があったと市が認めた場合

4 業務開始前における指定の取消し

指定管理者が業務を開始する前において、次に掲げる事項に該当した場合は、その指定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なく、協定の締結に応じない場合
- (2) 第9の3(1)から(6)までに掲げる事項に該当する場合

5 その他

- (1) 当該施設に複数の申請（共同体の構成員としての申請を含む。）をすることはできません。
- (2) 共同体による申請をした場合は、その申請後において、共同体の代表者及び構成員は、原則として、変更を認めません。
- (3) 書類提出後に申請を辞退する場合は、指定管理者指定申請辞退届出書（別記様式9）により届け出てください。

第10 問い合わせ先

津島市総務部総務デジタル課 庶務グループ

住所 〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地（市役所本庁舎3階）

電話 0567-55-9606（ダイヤルイン） FAX 0567-24-1791

電子メール soumu@city.tsushima.lg.jp

別表１ リスク分担表

分担：[A] 市、[B] 指定管理者

▲：事由に応じて協議

リスクの種類		リスクの内容	分担		備考
			A	B	
政治・行政リスク	政治・行政上の事由	政策変更、議会等に伴う業務の継続支障やコストの増加に関するもの	●		
	法令・制度の変更	施設の管理に直接影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	●		
		指定管理者に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの		●	
	税制の変更	施設の管理に直接影響を及ぼす税制の変更に関するもの	●		
		指定管理者に影響を及ぼす税制の変更に関するもの		●	
経済リスク	物価等の変動	物価変動、金利変動等に伴うコストの増加に関するもの	▲	●	
社会リスク	住民対応	施設の設置に係る住民対応、訴訟、要望等に関するもの	●		
		施設の管理運営に係る住民対応、訴訟、要望等に関するもの	▲	●	
	第三者賠償	施設自体の瑕疵その他指定管理者の責めに帰すべき事由以外の事由による損害に関するもの	●	▲	
		施設の管理運営の瑕疵による損害に関するもの	▲	●	

リスクの種類		リスクの内容	分担		備考
			A	B	
	環境問題	施設の設置に伴う環境問題に関するもの	●		
		施設の管理運営に伴う環境問題に関するもの		●	
異常事態リスク	不可抗力	大地震、風水害等の自然災害、騒乱、暴動、テロ等の人災、感染症のまん延、第三者による不法行為その他市及び指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由によるコストの増加、業務の履行不能等に関するもの	●	▲	
管理運営リスク	修繕	通常の維持管理又は毀損したものの原状回復に関するもの	▲	●	経費の額が100万円を超える場合は、協議すること。
		計画修繕及び大規模修繕に関するもの	●		
		指定管理者の発意による維持補修・改良・更新に関するもの		●	
		経年劣化その他指定管理者の責めに帰すべき事由以外の事由による更新に関するもの	●		
	損害賠償	管理運営上の瑕疵による損傷に係る賠償に関するもの		●	
		事故、火災等による損傷に係る賠償に関するもの	▲	●	
		利用者の責めに帰すべき事由による損傷に係る賠償に関するもの	●	▲	

リスクの種類		リスクの内容	分担		備考
			A	B	
	物品購入	管理運営に伴い必要となる物品の調達に関するもの	●		
	債務不履行	サービス水準の未達その他指定管理者の債務不履行による損害の発生に関するもの		●	
		市の債務不履行による損害の発生に関するもの	●		
	需要変動	施設利用者の減少による収入の減少に関するもの		●	
		利用者の急増加等による業務量及びコストの増加等に関するもの	▲	●	
	苦情等対応	施設利用に際してのサービス内容についての苦情等に関するもの	▲	●	
	自主事業	自主事業の企画・運営に伴う一切の事項に関するもの		●	

別表２ 審査基準表

審査基準		審査の観点	配点
1	市民の平等な利用が確保されること。	利用者の平等な利用の確保	確保されない場合は失格
2	事業計画書の内容が公の施設の設置の目的を最も効果的に達成するものであること。	施設の設置目的と施設の管理運営の考え方の整合性	45
		効果的な施設の管理運営の実施	
		利用者サービスの向上	
		施設の利用促進・利便向上の手法・取組	
		地域住民との協働、団体・関係機関との協調・連携	
		申請者の取組姿勢等	
3	事業計画書の内容が公の施設の管理に要する経費の縮減が図られるものであること。	施設の維持管理に係る経費	10
4	事業計画書に沿った管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有していること。	適切な業務体制・人員配置・人材育成、緊急時の体制・対応	45
		申請者の実績、経営基盤の安定性	
		個人情報保護・情報公開、就業、給与、決裁、会計等の取扱いに関する方針	
配点合計			100